

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第28号

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成16年伊賀市条例第115号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「令和5年6月30日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表第9の1の項中「300円」の次に「（課税証明書、所得証明書、納税証明書及び完納証明書の多機能端末機による交付並びにオンライン申請による交付にあつては、200円）」を加え、同表の5の項及び13の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付及びオンライン申請による交付にあつては、200円）」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第5項の改正規定は、令和5年7月1日から施行する。

伊賀市議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

伊賀市長 岡 本 栄

伊賀市条例第29号

伊賀市議会の定例会の回数を定める条例の一部を改正する条例

伊賀市議会の定例会の回数を定める条例（平成16年伊賀市条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「毎年4回」を「年1回」に改め、本則に次のただし書を加える。

ただし、都合によりこれを変更することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の属する年における改正後の本則の規定の適用については、本則中「年1回」とあるのは、「年3回」とする。